

議案第 2 号

西宮市都市計画マスタープランの部分的な見直しについて【諮問】

目 次

1. 意見募集の実施結果について…………… P. 1
2. ご意見に対する市の考え方について…………… P. 2
3. 主な修正概要について…………… P. 3

資料 西宮市都市計画マスタープラン（3章 全体構想）

## 1. 意見募集の実施結果について

### ① 意見募集の概要

#### ●意見募集期間

平成28年11月11日(金)から平成28年12月9日(金)まで

#### ●配布・閲覧場所

都市計画課、本庁舎1階総合案内所横ミニ情報コーナー、各支所(鳴尾・瓦木・甲東・塩瀬・山口)、各市民サービスセンター(夙川・上甲子園)、アクタ西宮ステーション  
※市のホームページにも掲載

#### ●広報手段

平成28年11月10日号の市政ニュースに掲載するとともに、ホームページで公開

#### ●意見の提出方法

募集期間内に持参または郵送

### ② 意見募集の実施結果

- インターネットアクセス件数：163件
- 資料配布部数：25部
- 意見提出者数：1名
- 意見件数：5件

### ③ 意見の内訳

内 訳	件数
意見募集の手続きに関する意見等	0件
「西宮市都市計画マスタープラン」全般に関する意見等	2件
「西宮市都市計画マスタープラン」の見直しに関する意見等	0件
その他の意見等	3件

### ④ 意見募集結果と「西宮市都市計画マスタープラン」の公表

平成29年3月頃に意見募集の結果と見直し後の「西宮市都市計画マスタープラン」を市のホームページ等で公表する予定。

### ⑤ 今後の予定

時期	内容
平成29年3月頃	意見募集の結果と見直し後の「西宮市都市計画マスタープラン」公表 関係機関・部署への配付

## 2. ご意見に対する市の考え方について

### ●「西宮市都市計画マスタープラン」全般に関する意見等

意見 提出者	意見 番号	ご意見の概要	市の考え方
A	1	今後は「人」「自転車・自動車」「まちなみ景観」など、何を基本としたまちづくりを進めるべきであるのかを議論すべきと思う。	基本理念や将来像に関わる部分については、平成23年度に市民参加により策定した内容であり、今回の見直しの対象とはしておりません。
	2	マスタープランは、現実に即した部分から着手してもらいたい。	各施策の進捗に合わせて着実な実施に努めてまいります。

### ●その他の意見等

意見 提出者	意見 番号	ご意見の概要	市の考え方
	3	身近なところで、自転車と歩行者による事故が発生しており、高齢者が健康に外出するためにも、自転車の歩道走行を禁止する条例の制定が必要だと思う。	本マスタープランでは、自転車利用者と歩行者がそれぞれ安全で円滑な通行を確保するために、自転車の走行環境の改善に努めるという方針を記載しています。 なお、都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を網羅するものであり、市街地整備、交通、景観など部門別ごとに、本マスタープランに基づき、具体的な計画や施策を策定することになります。
	4	景観の向上やすべての人が安心安全に通行するためには、歩道で2メートル、自転車道で2メートル、自動車通行に片側5メートル幅の道路を確保する必要があります。	
	5	現状の生活道路では、歩道の凹凸やケガの危険性が大きく、歩行者と車の運転者が相互に緊張感を持たないと安全な行動が困難である。	

### 3. 主な修正概要について

#### ① 阪急西宮北口駅周辺での市街地整備について

⇒ 阪急西宮北口駅周辺では、復興事業による市街地整備（面的な事業）が完了しており、今後、新たな事業の実施は想定していないことから、交通環境の改善に記述を限定した。

03市街地・住環境の整備の方針【市街地整備】

従前	修正後
<p><b>現況と課題</b></p> <p>また、魅力的な都市核を形成するために<u>阪神西宮駅・JR西宮駅周辺</u>と<u>阪急西宮北口駅周辺</u>に都市機能を一層集積することが必要であり、主要な幹線道路沿道では防災機能の向上や都市軸にふさわしい土地利用の誘導が必要です。</p>	<p><b>現況と課題</b></p> <p>また、魅力的な都市核を形成するために<u>阪神西宮駅・JR西宮駅周辺</u>に都市機能を一層集積することが必要であり、主要な幹線道路沿道では防災機能の向上や都市軸にふさわしい土地利用の誘導が必要です。</p>
<p><b>魅力的な都市核の形成</b></p> <p>阪急西宮北口駅周辺地区および阪神西宮駅・JR西宮駅周辺地区を本市の都市核として、<u>商業・業務や教育・文化、行政、医療・福祉など多様な都市機能の集約を図るとともに</u>、交通環境の改善や交通ターミナルの機能向上や改善等により、魅力ある都市空間の形成に努めます。</p> <p>阪神西宮駅の北側地区では民間資本を活用し、駅前広場等の再整備と良質な都市空間整備を誘導するとともに、市役所周辺では庁舎等の集約整備に取り組むなど、本市の都市核にふさわしい賑わいと魅力あるまちづくりを進めます。</p> <p>JR西宮駅の南西地区では、卸売市場の再生整備とともに、都市核にふさわしい賑わいと魅力ある都市空間の形成を目指します。</p>	<p><b>魅力的な都市核の形成</b></p> <p>阪急西宮北口駅周辺および阪神西宮駅・JR西宮駅周辺では、本市の都市核として、交通環境の改善や交通ターミナルの機能向上に努めます。</p> <p>阪神西宮駅の北側地区では、<u>行政、商業・業務など都市機能の集積を図るとともに</u>、民間資本を活用し、駅前広場等の再整備と良質な都市空間整備を誘導します。あわせて、市役所周辺では庁舎等の集約整備に取り組むなど、本市の都市核にふさわしいにぎわいと魅力あるまちづくりを進めます。</p> <p>JR西宮駅の南西地区では、卸売市場の再生整備とともに、都市核にふさわしいにぎわいと魅力ある都市空間の形成を目指します。</p>

② 西宮北道路の無料化、県道生瀬門戸荘線について

⇒ 西宮北道路（盤滝トンネル）の無料化は、平成30年3月に実施予定であるため、記載内容を修正した。また、県道生瀬門戸荘線は一般県道のため、広域幹線道路から地域内幹線道路に記載箇所を移動させた。

04 都市交通体系の整備の方針【道路の整備】

従前	修正後
<p><b>広域幹線道路の整備</b></p> <p>広域幹線道路の整備については、<u>国道 176 号の整備、県道生瀬門戸荘線の拡幅整備</u>など、交通の円滑化や災害時の代替機能の確保を図ります。</p> <p>また、<u>西宮北道路の無料化、名神湾岸連絡線の計画の具体化</u>などを国、県等に要請します。</p>	<p><b>広域幹線道路の整備</b></p> <p>広域幹線道路の整備については、<u>国道 176 号の早期整備を国に要請し</u>、交通の円滑化や災害時の代替機能の確保を図ります。</p> <p>また、<u>西宮北道路の無料化の着実な実施を県に要請するとともに、名神湾岸連絡線の計画の具体化</u>を国、県等に要請します。</p>
<p><b>地域内幹線道路の整備</b></p> <p>地域内幹線道路の整備については、交通の円滑化、バス路線の強化・拡充、中心拠点等への交通アクセスの充実、安全で快適な歩行空間の確保などに資する路線を中心に、道路ネットワークの形成を図ることとし、適宜、都市計画道路網や都市計画道路整備プログラムの見直しなどを行うことにより、選択と集中による効率的な整備を推進します。</p> <p>現在、事業中の山手幹線（熊野工区）と競馬場線の整備を促進するとともに、武庫川広田線、今津西線、丸山線、甲子園段上線の事業化に向けた検討を行います。</p>	<p><b>地域内幹線道路の整備</b></p> <p>地域内幹線道路の整備については、交通の円滑化、バス路線の強化・拡充、中心拠点等への交通アクセスの充実、安全で快適な歩行空間の確保などに資する路線を中心に、道路ネットワークの整備促進を図ることとし、必要に応じて、都市計画道路網や都市計画道路整備プログラムの見直しなどを行うことにより、選択と集中による効率的な整備を推進します。</p> <p>現在、事業中の山手幹線（熊野工区）と競馬場線の整備を促進するとともに、武庫川広田線、今津西線、丸山線、甲子園段上線の事業化に向けた検討を行います。</p> <p>また、<u>県道生瀬門戸荘線の拡幅整備を県に要請</u>します。</p>

### ③ 中心市街地への一般車両の流入抑制について

⇒ 「現況と課題」に駐車場に関する施策の経緯を追記するとともに、「基本方針」に今後は中心市街地での一般車両の流入抑制を図る旨を明確にし、あわせて駐車場の適正配置について、駐車場整備地区の制度に限定せずに検討する旨の記載に変更した。

#### 04 都市交通体系の整備の方針【駐車対策の推進】

従前	修正後
<p><b>現況と課題</b></p> <p>自動車交通の増大と駐車場不足などにより路上駐車が多発したことを受け、平成5年(1993)には、<u>阪神西宮駅・JR西宮駅周辺を「駐車場法」にもとづく駐車場整備地区に指定しました。</u></p>	<p><b>現況と課題</b></p> <p>自動車交通の増大と駐車場不足などにより路上駐車が多発したことを受け、平成5年(1993)には、<u>阪神西宮駅・JR西宮駅周辺を「駐車場法」に基づく駐車場整備地区に指定し、公共駐車場を整備しました。</u></p> <p><u>また、中高層建築物や一定規模の開発については「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」などにより駐車場の設置を促進し、平成6年(1994)からは「駐車施設附置条例」を施行し、商業系用途地域内における一定規模の建築物に附置義務を課しました。</u></p>
<p><b>基本方針</b></p> <p><u>駐車場整備地区の活用や民間開発事業者への指導など駐車場整備とその有効利用を促進するほか、警察や事業者、地域住民と連携して路上駐車</u>の解消に努めます。</p>	<p><b>基本方針</b></p> <p><u>都市核や地域核など都市の拠点では、一般車両の流入を抑制するための駐車場の適正な配置について検討します。</u>また、民間開発事業における<u>駐車場の確保とその有効利用を促進するほか、警察や事業者、地域住民と連携して路上駐車</u>の解消に努めます。</p>
<p><b>駐車場整備地区の活用</b></p> <p><u>中心市街地への一般車両の流入を抑制するため、駐車場の適正配置に努めるとともに、歩行者動線やまちのにぎわいに配慮するため駐車場整備地区の活用</u>について検討します。</p>	<p><b>駐車場の適正な配置</b></p> <p><u>まちのにぎわいや安全で快適な歩行者動線を確保するため、中心市街地への一般車両の流入抑制を目的とした駐車場の適正配置</u>について検討します。</p>

#### ④ 都市計画公園の見直しについて

⇒ 都市計画公園の見直しに関する記載が「現況と課題」に漏れていたため追記した。

05 都市環境の形成の方針【都市緑化の推進】

従前	修正後
<p><b>現況と課題</b></p> <p>公園緑地は、市民の憩いの場、レクリエーションの場であると同時に、都市に美しさとうるおいをもたらす貴重な空間であり、また、災害時には、市街地内における避難地、救援基地として、地域の防災拠点としても重要な役割を担っています。</p>	<p><b>現況と課題</b></p> <p>公園緑地は、市民の憩いの場、レクリエーションの場であると同時に、都市に美しさとうるおいをもたらす貴重な空間であり、また、災害時には、市街地内における避難地、救援基地として、地域の防災拠点としても重要な役割を担っています。<u>一方で、都市計画で位置づけている公園の中には、長期未着手となっているものがあります。</u></p>

⑤ 都市防災の方針の「現況と課題」について

⇒ 「現況と課題」の文章を施策の内容にあわせて整理した。

従前	修正後
<p><b>現況と課題</b></p> <p>本市では、平成7年（1995）の阪神・淡路大震災で多大な被害を受けたことを教訓として災害に強いまちづくりを推進しています。また、東日本大震災における津波被害等、今後とも震災の教訓を踏まえ、災害に強い都市基盤の整備、公共施設や建築物の耐震化・不燃化、<u>防災拠点・貯水槽等の防災施設の整備など、災害に強いまちづくりを進めることが大きな課題となっています。</u></p> <p>一方、台風や梅雨前線等の集中豪雨による自然災害は、防潮堤や下水道、砂防施設の整備、河川改修事業の進捗により減少してきていますが、局地的な集中豪雨は増加傾向にあり、現在も被害が発生しており、引き続き、下水道や河川など<u>雨水排除施設の早期整備が課題となっています。</u></p>	<p><b>現況と課題</b></p> <p>本市では、平成7年（1995）の阪神・淡路大震災の後復興事業に取り組み、<u>災害に強いまちづくりを推進してきました。</u>東日本大震災における津波被害等これまでの震災の教訓を踏まえ、今後とも災害に強い都市基盤施設の整備、公共公益施設や民間建築物の耐震・不燃化を進めるなど、<u>都市防災力を強化することが課題となっています。</u></p> <p>また、台風や梅雨前線等の集中豪雨による自然災害は、防潮堤や下水道、砂防施設の整備、河川改修事業の進捗により減少してきていますが、局地的な集中豪雨は増加傾向にあり、引き続き、下水道や河川など<u>雨水排水施設を整備するとともに、雨水を一時的に貯留・浸透させる施設の整備が必要となっています。</u></p>

## 第3章

# 全体構想

ここでは、第2章の基本方針に沿って、事業等を実施するために市の都市計画に関する具体的な方針を示しています。

# 01 都市空間整備の方針

## 基本方針

都市空間の整備にあたっては、地域の特性を活かしつつ、整備、開発、保全を適切に図り、災害に強く、うるおいと活力のあるまちづくりを目指します。

このため、市街地の形成過程や日常の生活圏を考慮しつつ、都市核、地域核、都市軸等を設定し、都市の骨組み、土地利用の方向を明確にするとともに、都市機能の適正な誘導や、都市交通体系の確立、公園緑地の整備、防災機能の向上などを図り、各地域が相互に連携、補完しつつ市域全体として均衡のとれた魅力ある都市空間の形成に努めます。

## 1 地域別整備の方針

### 南部地域

南部地域においては、合理的で秩序ある土地利用を進め、良好な住環境や産業環境、都市景観を育成するとともに都市の基盤整備に努め、災害に強く魅力的で活力ある市街地の形成を目指します。

また、海岸沿いや埋立地等の臨海部においては、自然海浜の保全や公園緑地整備等により魅力ある親水空間と景観の形成に努めるとともに、内陸部との連携を図りつつ、良好な産業環境の維持、育成や産業活動の振興に努めます。

### 北部地域

北部地域においては、無秩序な開発を防止し、自然環境や農地の保全に努めるとともに、交通条件の整備などにより生活環境の維持に努め、地域の特性に応じた市街地の形成を目指します。

## 2 都市核等の設定

### 都市核

都市核は、商業・業務や教育・文化、行政、医療・福祉等の複合的な都市機能が集積し、市民生活や都市活動の拠点となるものです。

以下を都市核に位置づけます。

● 阪急西宮北口駅周辺

● 阪神西宮駅・JR西宮駅周辺

阪急西宮北口駅周辺では、本市の商業・業務や教育・文化機能の集まる拠点として、魅力ある都市空間の形成に努めます。

また、阪神西宮駅・JR西宮駅周辺では、本市の行政機能の集まる拠点として、魅力ある都市空間の形成を図るとともに、都市核としての拠点強化のため、交通環境の改善や交通ターミナルの機能向上に努めます。

## 地域核

主要な鉄道駅等を中心とする商業地などを地域核として位置づけ、商業、医療・福祉等の日常生活の拠点とした誘導に努めます。

以下を地域核に位置づけます。

- |                 |                        |
|-----------------|------------------------|
| ● 阪急今津駅・阪神今津駅周辺 | ● 阪急甲東園駅周辺             |
| ● 阪急夙川駅周辺       | ● JR 西宮名塩駅周辺           |
| ● 阪急苦楽園口駅周辺     | ● 国道 176 号沿道から山口センターにか |
| ● 阪神甲子園駅周辺      | けた地域                   |
| ● JR 甲子園口駅周辺    |                        |

## 地区核

日用品などの店舗が徒歩圏内に立地する地区を地区核として位置づけ、生活拠点として育成します。

以下を地区核に位置づけます。

- |            |             |
|------------|-------------|
| ● 阪急甲陽園駅周辺 | ● 阪急門戸厄神駅周辺 |
| ● 阪神鳴尾駅周辺  |             |

## 都市軸

主要な道路およびその沿道を都市軸として位置づけ、商業・業務機能、教育・文化施設、緑地などの連携を強化するとともにその機能の向上に努めます。

以下を都市軸に位置づけます。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| <b>都市軸（広域）</b>  | <b>都市軸（地域内）</b>  |
| ● 国道 2 号        | ● 山口南幹線          |
| ● 国道 43 号       | ● 小曾根線           |
| ● 札幌筋線・国道 171 号 | ● 臨港線            |
| ● 国道 176 号      | ● 甲子園段上線・浜甲子園線   |
| ● 主要地方道大沢西宮線    | ● 山手幹線           |
|                 | ● 中津浜線           |
|                 | ● 建石線・主要地方道大沢西宮線 |
|                 | ● 今津西線           |
|                 | ● 山手線            |
|                 | ● 市役所前線等         |

### 生活文化軸

教育・文化施設や生活関連施設が集積し、良好な市街地を形成しているゾーンを生活文化軸として位置づけ、その機能の充実に努めます。

以下を生活文化軸に位置づけます。

- |             |         |
|-------------|---------|
| ● 夙川沿い      | ● 鳴尾地域  |
| ● 南部市街地山ろく部 | ● 有馬川沿い |
| ● 今津西線沿い    |         |

### 水と緑の軸

東六甲山系の緑、御前浜（香櫨園浜）などの海浜、夙川や武庫川などの河川といった豊かな自然環境が連続するゾーンを水と緑の軸として位置づけ、これらの自然条件を活かし、ゆとりとうるおいのあるまちなみの形成に努めます。

そのほかの河川や水路であっても同様に機能の維持・充実に努めます。

以下を水と緑の軸に位置づけます。

- |       |         |
|-------|---------|
| ● 夙川  | ● 船坂川   |
| ● 東川  | ● 太多田川  |
| ● 津門川 | ● 名塩川   |
| ● 新川  | ● 六甲山系  |
| ● 武庫川 | ● 北山・甲山 |
| ● 仁川  | ● なぎさ   |
| ● 有馬川 |         |

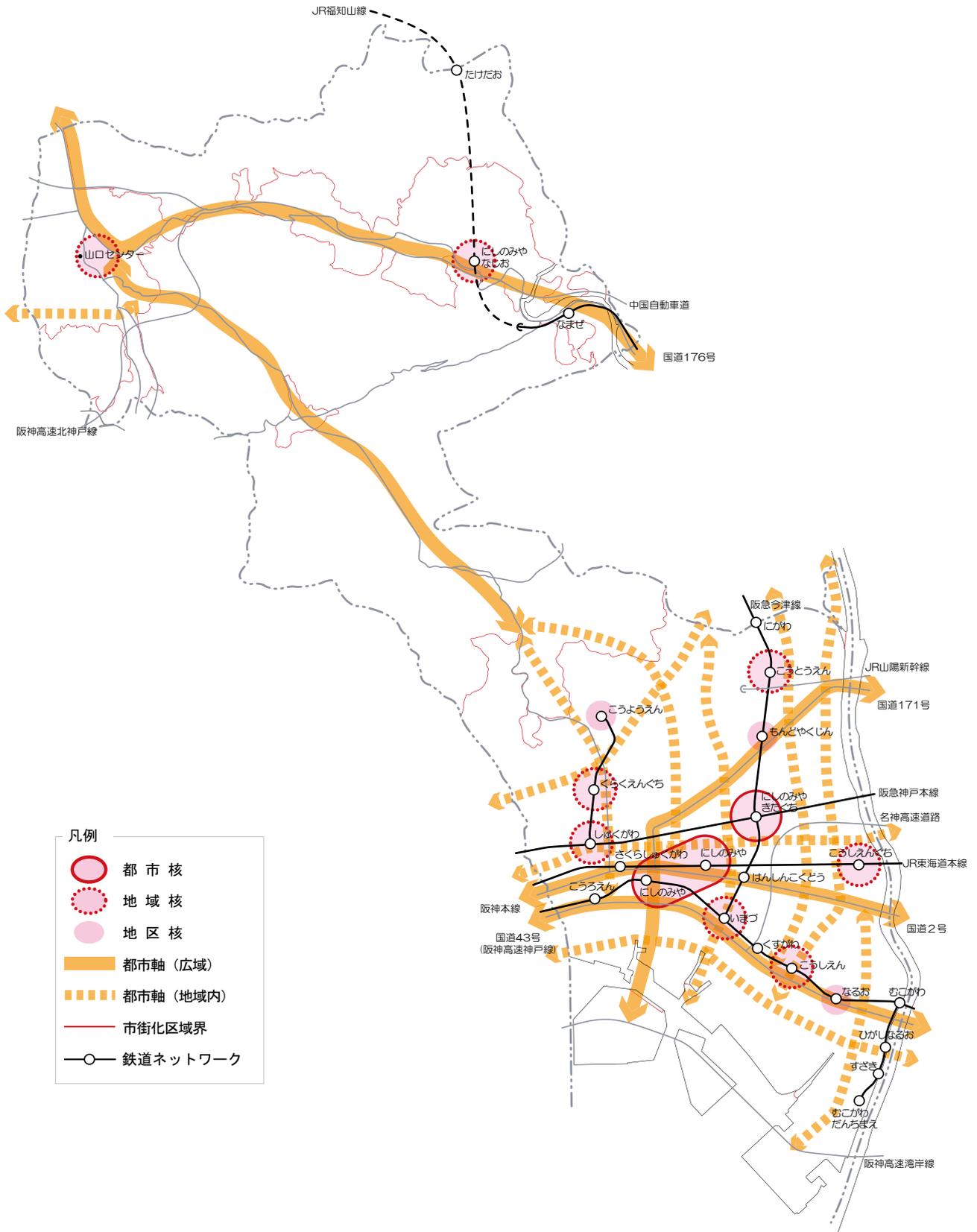
### スポーツ・レクリエーション拠点

多くの市民が利用する、または市外からも利用者が訪れる公園などの施設をスポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、機能の充実と活用の促進を図ります。

以下をスポーツ・レクリエーション拠点に位置づけます。

- |            |             |
|------------|-------------|
| ● 甲山森林公園   | ● 西宮浜総合公園   |
| ● 北山公園     | ● 西宮ヨットハーバー |
| ● 西宮中央運動公園 | ● 浜甲子園運動公園  |
| ● 阪神甲子園球場  | ● 鳴尾浜臨海公園   |

■ 都市空間整備方針図



■ まちづくり方針図



# 02 土地利用の方針

## 基本方針

都市空間整備の方針に基づき、本市の恵まれた都市環境を今後とも維持、向上させていくため、自然環境の保全に努めるとともに、地区の特性を活かし、快適な市民生活と活力ある都市活動が営まれるよう、次の方針に基づき計画的な土地利用を推進します。

## 1 市街地ゾーンと自然緑地ゾーン

### 市街地ゾーン（市街化区域）

社会・経済活動の動向等を踏まえ、住宅地、商業地、工業・流通業務地等、適正な土地利用を図ります。

都市環境や周辺の住環境などに与える影響が大きい大規模な土地利用の転換に際しては、文教住宅都市西宮にふさわしいまちづくりや良好な都市環境を誘導するため、地域特性に合わせた地区計画の指定や用途地域など土地利用制限の必要に応じた見直しに取組みます。

地域ごとの指定容積率の利用状況を把握し、実態に合わせた見直しの検討を行うことにより、良好な住環境の保全と育成に努めます。

### 自然緑地ゾーン（市街化調整区域）

緑の保全を基本とし、保全緑地と共生緑地に区分し、市街地近郊の貴重な緑地として緑の保全と創造に努めます。

市街化区域内の未利用地において適正な土地利用を誘導することで、新たな市街地の拡大を防止し、市街化調整区域の保全に努めます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	01 豊かな緑と水に親しめるまち	03 人やまちの品を育む美しいまち	04 生き生きとした活力と安心を育むまち		
基本方針	01 緑と水を身近にする	03 地域の個性を活かす	04 都市の魅力を高める	05 安全と安心を守る	06 元気にぎわいを生み出す

## 2 主要用途の配置の方針

### 市街地ゾーン

#### 住宅地

##### ● 低層住宅地

南部地域の甲陽園や苦楽園などの山ろく部、甲東園や仁川などの丘陵部、甲風園や甲子園、夙川周辺などの良好な住宅地、北部地域の計画的に配置された大規模な住宅地などを、戸建て住宅を主体とする低層住宅地として位置づけ、今後とも良好な住環境の保全に努めます。

##### ● 中低層住宅地

南部地域の低層住宅地に隣接する地区、武庫川や夙川沿い、甲子園周辺などの比較的平坦な住宅地、北部地域の既成住宅地などを、戸建て住宅や中層の共同住宅が立地する中低層住宅地として

位置づけ、良好な住環境の保全に努めます。

#### ● 中高層住宅地

西宮浜や武庫川団地など臨海部の大規模な住宅団地や、南部地域で中高層の共同住宅が集積する地区を、中高層住宅地として位置づけ、良好な住環境の形成に努めます。

#### ● 都市型住宅地

都市核の周辺や主要な駅の徒歩圏を都市型住宅地として位置づけ、商業施設等との複合的、立体的な土地利用を図るとともに、商業活動と住環境が調和した利便性の高い市街地の形成に努めます。

#### ● 農・住共存地

北部地域の上山口、中野、船坂、東久保、木之元など豊かな自然環境を有し、農地が多数残された地域を農・住共存地として位置づけ、良好な農住環境や田園風景の保全に努めます。

### 商業地

#### ● 商業・業務地

都市核における商業地を商業・業務地として位置づけ、商業・業務、教育・文化、行政、医療・福祉等の複合的な都市機能の集積と土地の合理的な高度利用を図り、阪神地域の拠点の1つとして充実、強化に努めます。

#### ● 近隣型商業地

地域核など、そのほかの一般商業地については、住民の日常生活圏を考慮し、商業、医療・福祉等の日常に必要なサービス等の確保や、地域コミュニティの拠点となるよう魅力ある商業地としての環境づくりに努めます。

#### ● 幹線沿道地

主要な幹線道路沿いの商業地については、商業集積や適正な沿道利用の誘導に努めます。

国道43号沿道については、道路環境の改善や、背後の住宅地に配慮した幹線道路沿道にふさわしい土地利用を図ります。

### 工業・流通業務地

#### ● 工業地

津門および今津地域で、大規模な工場が立地する地域は、周辺環境との調和に配慮しつつ、既存産業の保全に努めます。

#### ● 住・工共存地

津門や今津地域など、住宅と工場が混在する地域では、環境に配慮しつつ、産業立地条件の維持改善に努め、環境対策の充実など、住宅との共存に努めます。

#### ● 流通産業地

埋立地の工業・流通業務地や阪神流通業務団地は、産業活動の振興、流通機能の向上に努めます。

### 歴史的産業地

伝統的地場産業の酒造業が集積する酒蔵地帯では操業環境の保全に努めます。

### 文教地

本市には特色ある大学等が立地し、文教住宅都市のイメージを形成する大きな要因となっています。これらを文教地として位置づけ、教育環境の保全を図るとともに、周辺との調和、景観に配慮しつつ、機能充実のための条件整備に努めます。

## 自然緑地ゾーン

### 保全緑地

国立公園などに指定されている豊かな緑が残された地域を保全緑地として位置づけ、開発を防止し、市街地近郊の貴重な緑地として保全に努めます。

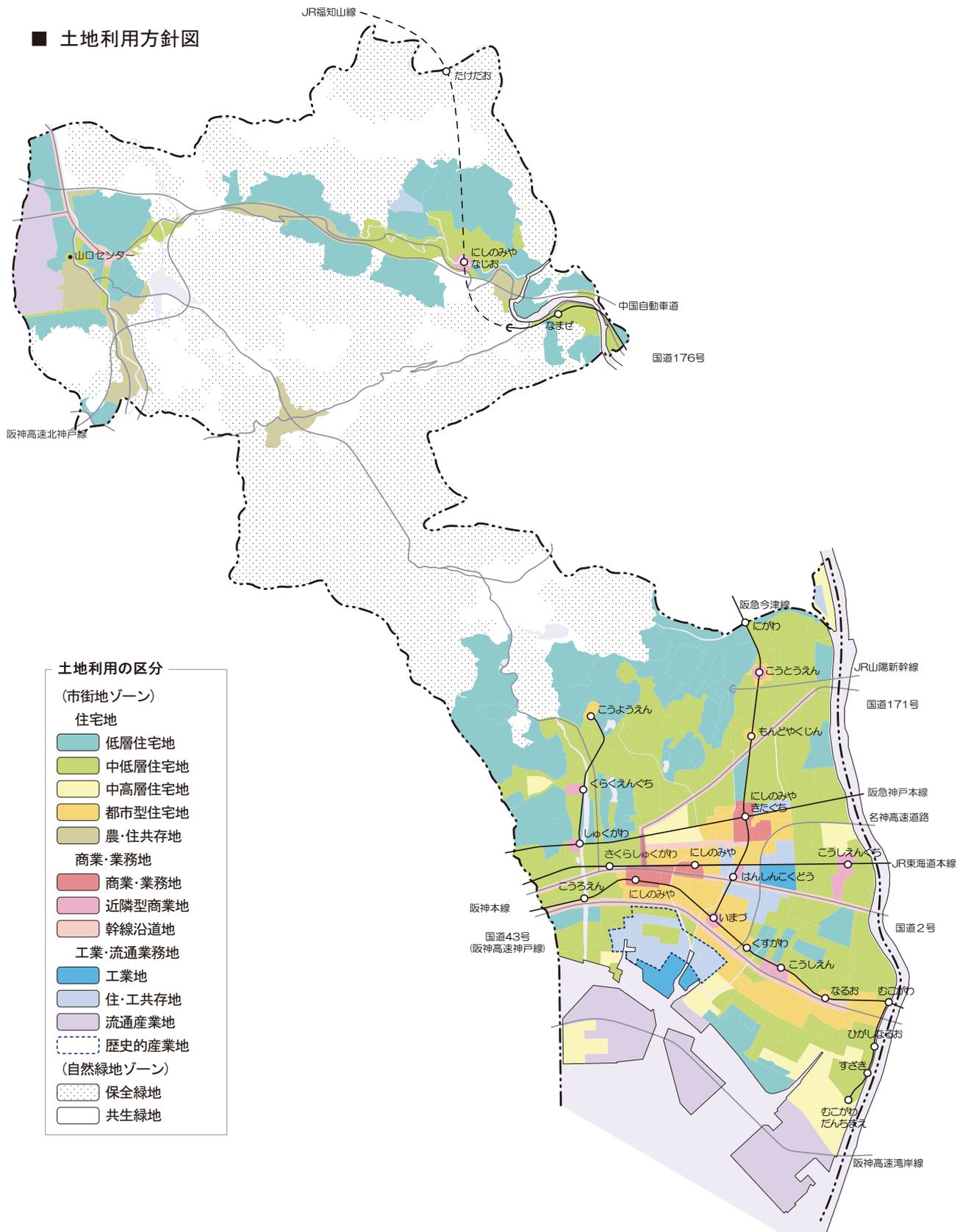
### 共生緑地

保全緑地以外の自然緑地ゾーンを共生緑地として位置づけ、無秩序な市街化を抑制することを基本とし、緑の保全と創造に努めます。

#### ● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	01 豊かな緑と水に親しめるまち	03 人やまちの品を育む美しいまち	04 生き生きとした活力と安心を育むまち		
基本方針	01 緑と水を身近にする	03 地域の個性を活かす	04 都市の魅力を高める	05 安全と安心を守る	06 元氣やにぎわいを生み出す

■ 土地利用方針図



# 03 市街地・住環境の整備の方針

## 市街地整備

### 現況と課題

南部地域は、既成市街地を中心に戦前の耕地整理事業や戦後の戦災復興土地区画整理事業などにより市街地整備がおおむね完了しており、震災により大きな被害を受けた地域でも面的な復興事業が完了し、良好な都市空間が形成されています。

計画的な市街地整備が進む一方、木造住宅等が集積する地区では道路などの都市基盤施設の整備率が低い地域もあります。また、魅力的な都市核を形成するために阪神西宮駅・JR西宮駅周辺に都市機能を一層集積することが必要であり、主要な幹線道路沿道では防災機能の向上や都市軸にふさわしい土地利用の誘導が必要です。

北部地域は、東六甲山系から北摂山系に広がる豊かな自然に恵まれた地域であり、大阪、神戸への通勤圏として大規模なニュータウンが整備され、地区計画等の指定により良好な住宅地が保全されています。今後は、既存住宅地や成熟したニュータウンなど、人口減少や高齢化等が進む地域における総合的なまちづくりの検討が課題となっています。

### 基本方針

都市機能が充実した魅力的な都市核の形成を図るとともに、土地利用の状況や自然環境、歴史、まちなみなど、地域の特性を活かした良好な市街地の形成を図ります。

また、主要な幹線道路沿道では防災機能の向上とともに、適正な土地利用を誘導します。

## 1 魅力的な都市核の形成

阪急西宮北口駅周辺および阪神西宮駅・JR西宮駅周辺では、本市の都市核として、交通環境の改善や交通ターミナルの機能向上に努めます。

阪神西宮駅の北側地区では、行政、商業・業務など都市機能の集積を図るとともに、民間資本を活用し、駅前広場等の再整備と良質な都市空間整備を誘導します。あわせて、市役所周辺では庁舎等の集約整備に取り組むなど、本市の都市核にふさわしいにぎわいと魅力あるまちづくりを進めます。

JR西宮駅の南西地区では、卸売市場の再生整備とともに、都市核にふさわしいにぎわいと魅力ある都市空間の形成を目指します。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

03人やまちの品を育む美しいまち

基本方針

04都市の魅力を高める

06元氣やにぎわいを生み出す

## 2 市街地の整備等

### 良好な市街地の形成

甲東瓦木地区では、土地区画整理事業によるまちづくりから、都市計画道路を主体としたまちづくりに整備手法を切り替えます。また、住民主体の取組みの気運に応じて、地区計画や小規模な土地区画整理事業、狭あい道路拡幅整備等の事業手法も活用して都市基盤施設の整備を促進します。

阪急神戸本線の武庫川橋梁部における新駅設置については、駅へのアクセス道路などのインフラ整備を検討するなど地域にふさわしい快適なまちづくりの推進に努めます。

鳴尾地区では、阪神本線連続立体交差事業に合わせた駅周辺のにぎわいの創出や高架下の有効利用など産・官・学の連携により地域活性化に取り組めます。

南部地域の既成市街地で木造住宅等が集積する地区では、狭あい道路の改善、宅地の共同化等を促進するほか、地区計画等を活用して安全で良好な市街地の形成に努めます。

塩瀬地区では名塩ニュータウン等の住宅団地において、良好な居住環境と都市機能が調和する住宅市街地の形成に努めます。

山口地区においては、人口減少や高齢化等に対応する総合的なまちづくりの検討を進める中で、必要に応じて市街地の在り方や都市基盤施設の整備について検討します。

北部地域の既成住宅地では、通学路や生活道路の改良に努めるなど、住宅地としての環境改善のため、地区計画等の活用を含めた整備手法を検討します。

### 幹線道路沿道の整備

国道 43 号（広域防災帯）については、環境防災緑地の整備により、沿道の環境対策に努めます。

国道 2 号沿道については、延焼遮断帯等としての機能強化のため、建築物の不燃化を誘導します。

国道 171 号などの主要幹線道路沿道については、都市軸としてふさわしい土地利用となるよう建物、施設の誘導に努めます。

丸山線の沿道については、地域特性に応じた健全な土地利用を図るための整備手法を検討します。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	03 人やまちの品を育む美しいまち	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	
	基本方針	03 地域の個性を活かす	04 都市の魅力を高める

## 住宅ストックと住環境の整備

### 現況と課題

少子高齢化の進展とともに、人々の価値観の変化に伴うライフスタイルの多様化が進み、住宅・住環境をとりまく状況は大きく変化してきています。本市では総合的な住宅施策への展開を図るため、平成14年（2002）に住宅マスタープランを策定し、平成23年（2011）に改定しています。

良好な住宅ストックを形成するとともに、資源の有効利用を図るため、住宅を短いサイクルで建替えるスクラップ&ビルド型社会から、大切に長く使うストック型社会への転換が求められています。また、老朽化した大規模な住宅団地の建替えに際して、地域特性に応じた多様な住宅ストックを形成する必要があります。

その一方で、ライフスタイルや年齢に応じて、住民が適切な住宅を選択できる方策を検討する必要があります。また、近年増加傾向にある空き家の縮減を図るため、既存の住宅ストックを適切に維持し、市場での流通促進を図る必要があります。

また、文教住宅都市の基調となっている良好な住宅地が形成されている地区では、これらを保全・向上していくことが課題となっており、住民の手による住環境を保全する活動を支援する必要があります。

### 基本方針

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、社会的状況の変化に対応した多様で良好な住宅ストックを形成するとともに、既存の住宅ストックの適切な維持と活用を図ります。

また、文教住宅都市の基調となっている多様で良好な住環境の保全・向上を図るため、地区計画等の策定に取組む住民の主体的なまちづくりを支援します。

## 1 住宅ストックの形成と維持・活用

### 良好な住宅ストックの形成

阪神西宮駅の北側およびJR西宮駅の南西側では、土地の合理的な高度利用を図り魅力的な都市核を形成するため、計画的な都市機能の更新に合わせて、都市型住宅を形成します。

大規模な住宅団地等の建替えに際しては、地域特性に応じた多様で良好な住宅ストックの形成を図ります。特に、建替えが進む浜甲子園団地では、UR都市機構等と連携し、周辺環境に配慮しつつ、地区内に戸建住宅地区を設け、景観重点地区に指定するなど良好な住宅地の形成に努めます。

住生活の向上と環境への負荷の低減を図るため、長期優良住宅などの制度を活用して長寿命化に配慮した質の高い住宅の整備を誘導します。

高齢者や障害のある人等に対する重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を図ります。そ

の中核となる市営住宅については長寿命化を促進し、老朽化した市営住宅の統廃合により効率的な住宅整備を進め管理戸数の適正化を図ります。また、高齢者等が安心して居住できる民間賃貸住宅の供給増加へ向けた仕組みを検討します。

### 既存の住宅ストックの適切な維持・活用

急速な高齢化が進む武庫川団地では、既存の住宅ストックを活用し、UR 都市機構・大学等と連携しながら多様な世代が居住できる仕組みを検討します。

既存の住宅ストックを長期にわたり有効活用できるよう「住宅耐震改修促進事業」による耐震化や「人生 80 年いきいき住宅改造助成事業」によるバリアフリー化を促進します。

各種専門家と協働して、多様化する住まいのニーズに対して適切に助言できる相談体制と情報提供の仕組みを充実します。特に、高経年の分譲マンションに関しては、管理セミナーの開催や専門家および NPO 等との連携により、適切な維持管理、建替えなどを支援します。

空き家を含む市内の良質な住宅ストックについて、持ち家から賃貸への転換を促進するため、戸建て持ち家の市場流通を目的としたマイホーム借上げ制度などの活用を通じて、年齢層やライフスタイルの変化に応じた住み替えを促進するとともに、地域づくりを目的とした活動への利用に対する支援を図ります。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	03 人やまちの品を育む美しいまち	05 のびやかなつながりを育むまち	
基本方針	02 環境と共生する	04 都市の魅力を高める	05 安全と安心を守る

## 2 良好な住環境の保全と向上

良好な住環境を確保するため、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」や「景観計画」などに基づき、開発行為などに対し、適正な規制・誘導を行うとともに、必要に応じて制度のあり方について検討します。

南部地域の山ろく部などに展開する良好な住宅地や北部地域の計画的に整備された住宅地においては、地区計画や建築協定などにより地域特性に応じた住環境の保全と向上に努めます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	03 人やまちの品を育む美しいまち	基本方針	03 地域の個性を活かす	04 都市の魅力を高める
------	-------------------	------	--------------	--------------

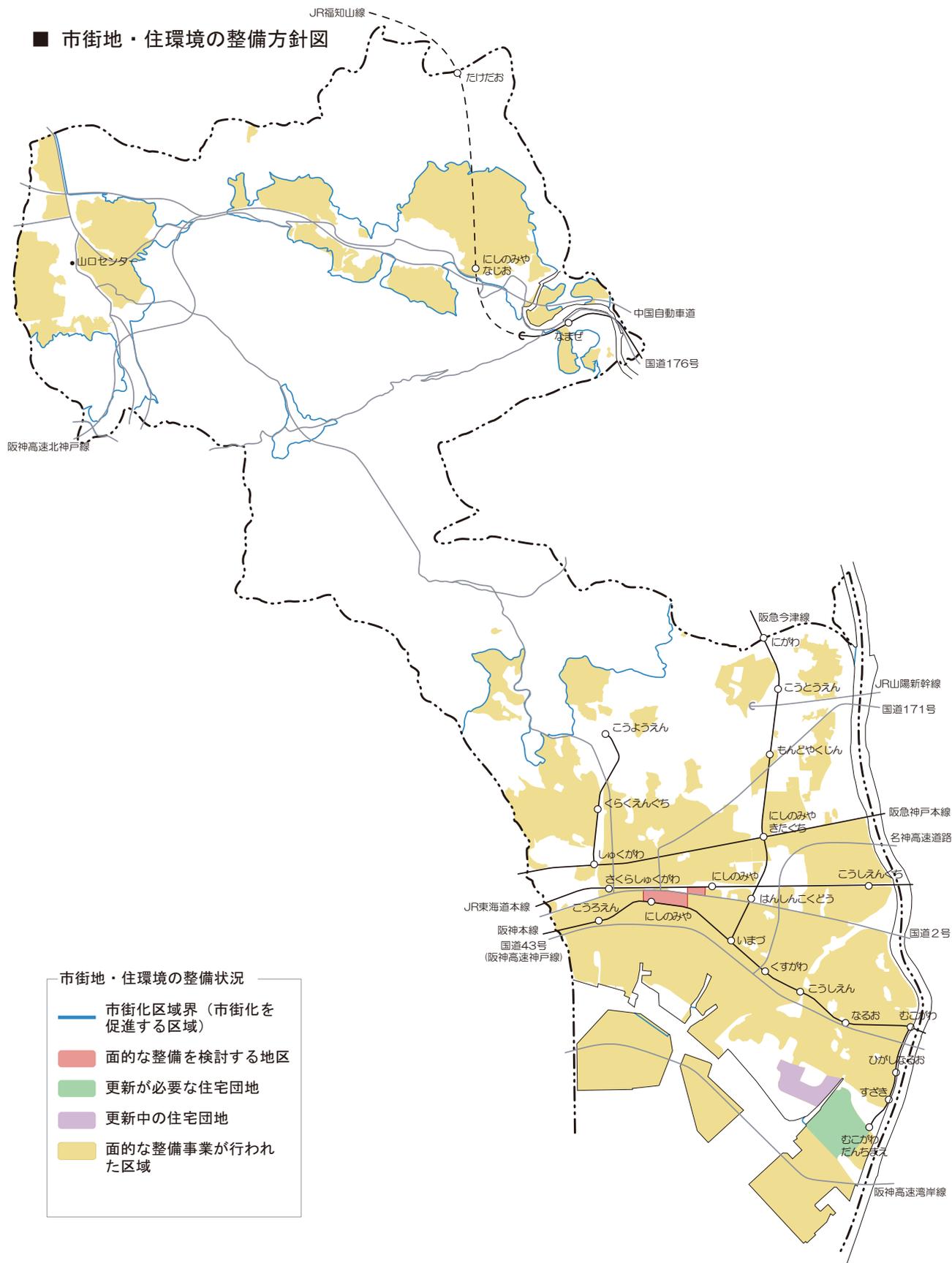
### 3 住民主体のまちづくり

地区計画、景観重点地区、建築協定、緑地協定等を活用して、建物の高さや用途の制限、緑の確保などにより、地域特性に応じたまちなみの保全や住環境の改善・向上に取り組む住民組織に対し、専門家の派遣やまちづくり活動助成を行うなど、住民の主体的なまちづくりを支援します。

また、地域の住環境の改善・向上を目的とした地区計画など、地域内の環境整備の取組みの中で必要となった広場や道路などの空間整備の実施を検討します。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	03 人やまちの品を育む美しいまち	06 思いやり支え合い一歩を踏み出せるまち	
基本方針	03 地域の個性を活かす	04 都市の魅力を高める	07 地域の子カラを高める



## 04 都市交通体系の整備の方針

都市の交通は、都市に住み活動する人々や、都市で生産、流通、消費される物の移動手段として、市民の日常生活や産業活動を支えるだけでなく、地域間の連携や交流を促進するなど、まちづくりを進める上で重要な役割を担っています。

鉄道、バス、自動車、二輪車など都市の交通手段については、それぞれが持つ特性を活かし、役割を分担し、相互の補完を図り、市民にとって利便性の高い都市交通体系を確立することが必要となっています。

### 公共交通の利便性向上

#### 現況と課題

今後、高齢化の進展に伴って、市民の足を確保する面からも、鉄道とバスを中心とした公共交通機関の果たす役割はますます重要となっています。

市内の鉄道は、南部地域では、幹線として東西方向に JR 東海道本線、阪急神戸本線、阪神本線、支線として南北方向に阪急甲陽線・今津線、阪神武庫川線が整備されています。北部地域の東側の塩瀬地区には JR 福知山線が整備されており、西側の山口地区には鉄道はありませんが、平成 21 年（2009）から山口地区と南部市街地を直接連絡するさくらやまなみバスが運行しています。

鉄道駅は市内に 23 駅あり、バス路線とあわせておおむね生活圏をカバーしています。一方、阪急神戸本線の武庫川橋梁部の新駅設置について、県や隣接市、鉄道事業者と協議・検討を進めるとともに、新駅周辺での住環境やアクセス道路整備などの交通面について総合的な検討が必要です。また、阪神西宮駅・甲子園駅・鳴尾駅、JR 甲子園口駅などでは駅前広場やアクセス道路など、鉄道とほかの交通機関との結節機能の強化が課題となっています。

バス路線は、さくらやまなみバスを除き、民間バス事業者により、鉄道網を補完するようにおおむね市域全域で整備されていますが、バス停までの距離が遠いまたは地形的に高低差が大きいなど、バス利用が不便な地域が存在しています。

#### 基本方針

商業、医療・福祉などの生活サービス施設が集積する鉄道駅を核としたコンパクトなまちづくりを推進するため、すべての人が移動しやすい交通環境の充実に努めます。

また、居住地と鉄道駅および公共公益施設などを効率的に連絡するアクセス道路の整備や、駅前広場などの交通結節点の機能強化により、路線バスの定時性や速達性を高めるとともに、バス路線の再編を図るなど、鉄道とバスを中心とした公共交通ネットワークの形成を図ります。

## 1 鉄道の利便性向上

阪神本線連続立体交差事業の実施により沿線地域の環境改善や道路交通の利便性や安全性の向上を図るとともに、鉄道事業者と連携しながら駅舎のバリアフリー化を推進し、鉄道施設の整備、充実に努めます。

駅間距離が長い区間で、沿線において一定の市街化が進んでいる地域では、鉄道駅の設置を契機として、駅周辺の一体的なまちづくりや土地の有効活用を効果的に進められることから、新駅設置の可能性も含めて公共交通の利便性向上策を検討します。

鉄道利便性が低い阪急神戸本線の武庫川橋梁部への新駅設置について、県や隣接市、鉄道事業者との協議・検討を行うとともに、新駅周辺のまちづくりについて地域とともに検討します。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	02 環境と共生するまち	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	05 のびやかなつながりを育むまち
基本方針	02 環境と共生する	04 都市の魅力を高める	06 元気にぎわいを生み出す

## 2 バスの利便性向上

鉄道駅までのアクセス道路の整備や交通結節点の機能強化にあわせて、バスの利便性を高める路線再編等について、地域や利用者の協力を得ながら関係機関との協議を行います。

山口地区と南部市街地を直接連絡する基幹交通であるさくらやまなみバスについて、利用者数の増加に向けた取組みを推進するなど、更なる事業効率の改善に努めます。

既存のバス路線で対応できない地域では、生活移動手段として、地域が主体的に取り組むコミュニティ交通の導入を支援します。

バス停留所における上屋やベンチ設置による待合環境の整備、乗降がしやすいノンステップバスの導入を推進します。

バスロケーションシステム導入等による運行情報のICT化やICカードシステムを活用した運賃の乗継割引制度等の導入を推進します。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	02 環境と共生するまち	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	05 のびやかなつながりを育むまち
	06 思いやり支え合い一歩を踏み出せるまち		
基本方針	02 環境と共生する	04 都市の魅力を高める	06 元気にぎわいを生み出す
			07 地域の子カラを高める

### 3 交通結節点の強化

阪神西宮駅北側の駅前広場における公共交通のアクセス性の向上など、本市都市核の主要駅としてふさわしい再整備の検討を行います。

阪神甲子園駅の駅舎改築にあわせた駅前空間の再整備や、JR 甲子園口駅の駅前広場の安全確保など、既存の駅前広場の再整備や機能拡充について検討します。

阪神本線連続立体交差事業とあわせて、阪神鳴尾駅北側に駅前広場およびアクセス道路を整備し、鉄道と自動車・自転車・歩行者との結節機能の強化を図ります。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	05 のびやかなつながりを育むまち
基本方針	04 都市の魅力を高める	06 元氣やにぎわいを生み出す

## 道路の整備

### 現況と課題

道路は、市民生活と社会・経済活動を支え、また災害時には避難路、救援ルート、延焼遮断帯となる重要な都市基盤施設であり、沿道の土地利用などまちづくりを進める上で大きな役割を担っています。同時に市民が日常生活を営む大切な空間でもあり、人と環境に配慮した整備が求められています。

こうした都市の活動や市民生活を支える道路の中でも、特に都市の骨格となる重要な道路については、これまで都市計画道路として位置づけ、必要性の高い箇所から順次整備を進めてきました。しかし、都市計画道路の中には長期間未着手の区間が多数あり、社会・経済情勢や都市を取り巻く環境の変化により、道路の役割や必要性にも変化が生じていることから、平成28年（2016）に全市的に都市計画道路の見直しを実施しました。今後は、市民生活と社会・経済活動の利便性を高め、災害に強い良好な市街地の形成を目指し、道路ネットワークの整備や道路環境の改善を図ることが課題となっています。

市域を通る広域幹線道路は、南部地域では、国道2号・43号・171号をはじめ名神高速道路、阪神高速道路神戸線・湾岸線があり、北部地域では、国道176号、中国自動車道、阪神高速道路北神戸線があります。また、現在本市は182.2km（141路線）の道路を都市計画決定しており、平成28年（2016）4月1日現在で整備延長は152.0kmで進捗率は83.4%です。

鉄道と道路の平面交差は、交通渋滞や踏切事故を招くだけでなく、地域が分断され一体的な市街地形成にも支障をきたしています。このため、阪神本線に引き続き、阪急神戸本線の連続立体交差事業の事業化検討を進めています。

道路環境の改善については、騒音や振動など沿道の生活環境への影響を緩和するため車道の舗装改良を順次進めるとともに、快適な歩行者空間を確保するため、新たに整備された道路などで無電柱化の推進、歩道の修景化を行ってきました。また、児童や高齢者、車いす利用者などの安全で円滑な通行を確保するため、歩道の新設や段差解消に努めています。

### 基本方針

市民生活や社会・経済活動の利便性を高め、また、災害に強いまちづくりを進めるため、広域幹線道路や地域内幹線道路の整備を進めます。

同時に、鉄道との立体交差化を促進し、自動車交通流の円滑化を図るとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するなど道路環境の改善に努め、人と環境に配慮した整備を進めます。

## 1 道路ネットワークの形成

### 広域幹線道路の整備

広域幹線道路の整備については、国道 176 号の早期整備を国に要請し、交通の円滑化や災害時の代替機能の確保を図ります。

また、西宮北道路の無料化の着実な実施を県に要請するとともに、名神湾岸連絡線の計画の具体化などを国、県等に要請します。

### 地域内幹線道路の整備

地域内幹線道路の整備については、交通の円滑化、バス路線の強化・拡充、中心拠点等への交通アクセスの充実、安全で快適な歩行空間の確保などに資する路線を中心に、道路ネットワークの整備促進を図ることとし、必要に応じて、都市計画道路網や都市計画道路整備プログラムの見直しなどを行うことにより、選択と集中による効率的な整備を推進します。

現在、事業中の山手幹線（熊野工区）と競馬場線の整備を促進するとともに、武庫川広田線、今津西線、丸山線、甲子園段上線の事業化に向けた検討を行います。

また、県道生瀬門戸荘線の拡幅整備を県に要請します。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	05 のびやかなつながりを育むまち
基本方針	04 都市の魅力を高める	05 安全と安心を守る

## 2 鉄道との立体交差化の促進

交通渋滞や踏切事故、市街地の分断を解消するため、阪急神戸本線の連続立体交差事業の事業化の検討を行います。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	基本方針	05 安全と安心を守る
------	----------------------	------	-------------

## 3 道路環境の改善

### 道路の改良整備

幹線道路については、沿道環境への影響を緩和するため、渋滞交差点の解消を図るとともに舗装改良などを進めます。

市民生活に直結する生活道路については、地域の住環境の改善・向上を目的とした地区計画などの取組みの中で、必要に応じて住民との協働により整備手法を検討するほか、狭あい道路拡幅整備事業を引き続き進めていきます。

橋梁等の道路施設の長寿命化を図るなど、適正な維持管理に努めます。

### 安全で快適な歩行空間の確保

交通安全施設を整備するとともに、鉄道駅や学校、商店街など人が集まる施設周辺において、高齢者や障害のある人などすべての人が安心して通行できる歩道等のバリアフリー化などを行います。

広幅員の幹線道路においては、適切な歩道幅員の確保と緑化に努めます。

踏切道改良のため鉄道事業者と協議を進めるとともに、橋梁の拡幅等により歩道を確保するほか、引き続き通学路等の歩道の新設や改良に努めます。

都市核や都市の骨格を形成する幹線道路などにおける無電柱化の推進により、景観の向上を図るとともに、快適な道路空間の確保や防災機能の強化に努めます。

通学路の安全対策について関係機関と連携し、児童等の安全が確保できるよう努めます。

自転車利用者と歩行者等とが安全で円滑な通行を確保できるよう、自転車の走行環境の改善に努めます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	基本方針	02 環境と共生する	04 都市の魅力を高める	05 安全と安心を守る
------	----------------------	------	------------	--------------	-------------

## 駐車対策の推進

### 現況と課題

自動車交通の増大と駐車場不足などにより路上駐車が多発したことを受け、平成5年（1993）に、阪神西宮駅・JR西宮駅周辺を「駐車場法」に基づく駐車場整備地区に指定し公共駐車場を整備しました。また、中高層建築物や一定規模の開発については「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」などにより駐車場の設置を促進し、平成6年（1994）からは「西宮市駐車施設附置条例」を施行し、商業系用途地域内における一定規模の建築物に駐車施設の附置義務を課しました。

しかし、近年、自動車交通量の減少傾向が顕著になるなど、自動車を取り巻く社会経済状況が大きく変化しています。

今後は、中心市街地では、一般車両の流入を抑制するため、駐車場の適正配置や既存の駐車場ストックを活用することを検討する必要があります。

一方、通勤や通学、買物などに利用される自転車が、鉄道駅や商業施設に集中したことを受け、昭和58年（1983）以降、「西宮市自転車駐車場の設置および管理に関する条例」および「西宮市自転車等の駐車秩序に関する条例」に基づき、駅周辺に自転車駐車場を順次整備するとともに、自転車等放置禁止区域の指定を行い、放置自転車の減少に努めてきました。

現在では、通勤、通学者の放置自転車は減少しているものの、大型商業施設等の店舗利用者の放置自転車は依然として多く、新たな対策が必要となっています。また、自転車による事故の多発などを背景に、平成27年（2015）に「道路交通法」が改正されるなど、適正な自転車利用が求められています。

### 基本方針

都市核や地域核など都市の拠点では、一般車両の流入を抑制するための駐車場の適正な配置について検討します。また、民間開発事業における駐車場の確保とその有効利用を促進するほか、警察や事業者、地域住民と連携して路上駐車の解消に努めます。

また、駅周辺では鉄道事業者や駐車需要が見込まれる施設に対して、自転車駐車場の確保や適正な管理を求めるとともに、自転車の適正な利用に向けた指導・啓発などに取組むことで、放置自転車の解消に努めます。

## 1 適切な駐車場の整備と活用

### 駐車場の適正な配置

まちのにぎわいや安全で快適な歩行者動線を確保するため、中心市街地への一般車両の流入抑制を目的とした駐車場の適正配置について検討します。

### 駐車場の整備

中心市街地での駐車場整備については、時間貸し駐車場などの既存ストックの活用も十分考慮しつつ検討を行います。

一定規模以上の建築物について、「西宮市駐車施設附置条例」などにより需要に合わせた駐車場の適切な確保に努めます。

### 違法駐車等の対策

違法駐車等防止重点地域では、指導・啓発活動の実施とともに取締り強化など、警察や事業者、地域住民との連携を図りながら路上駐車の解消に努めます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	基本方針	05 安全と安心を守る
------	----------------------	------	-------------

## 2 自転車利用の適正化

### 自転車駐車場の整備

鉄道事業者に協力を求め、駅周辺での自転車駐車場の整備を進めるとともに、駐車需要が見込まれる施設に対しては、適正な自転車駐車場の確保や管理を求めます。

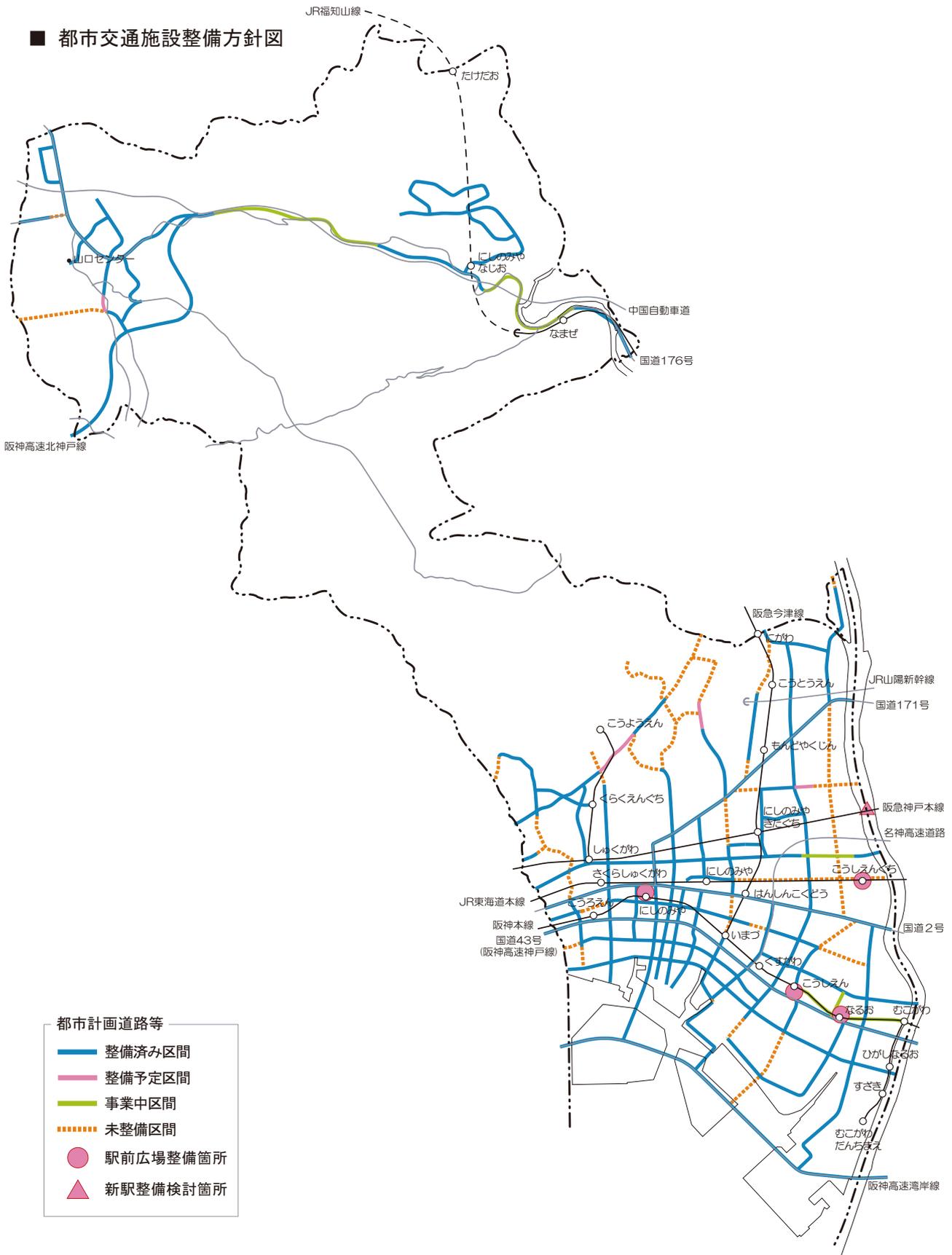
さらに、既存の自転車駐車場については、料金の見直しや利用者のニーズに合わせたサービスの向上によって利用促進を図ります。

### 放置自転車の解消

自転車の正しい交通・駐車ルールの指導、啓発を一層進め、放置自転車に対しては移動撤去を継続的に実施するとともに、地域住民とも協力しながら放置自転車の解消に努めます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	基本方針	05 安全と安心を守る
------	----------------------	------	-------------



# 05 都市環境の形成の方針

都市の緑は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などの様々な機能を持っています。

安全で快適なうるおいのある都市環境を形成するためには、公園のみならず、水辺空間も含むあらゆる緑やオープンスペースの保全・創造が不可欠であり、そのためには市民・事業者・行政が協力しながらまちの緑づくりを進めていくことが必要です。

また、より良い都市環境を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくために、効率的なエネルギーの利用を推進することが必要です。

## 自然環境の保全と活用

### 現況と課題

本市は、六甲山系から北摂山系にかけて豊かな樹林地が広がり、武庫川、夙川などの河川敷緑地、そして市街地内の神社、寺院の樹林などの自然緑地に恵まれています。また、臨海部の甲子園浜、御前浜（香櫨園浜）には多くの野鳥が飛来する貴重な干潟や砂浜が残されています。

こうした自然環境は、生物の生息空間だけでなく、都市の背景やランドマークとなり、都市にゆとりとうるおいを与え、市民の憩いとレクリエーションの場としても重要な役割を担っています。

この自然環境を保全するため、法に基づく国立公園、風致地区、近郊緑地保全区域、生産緑地地区、鳥獣保護区等の指定のほか、「自然と共生するまちづくりに関する条や例」に基づく生物保護地区、景観樹林保護地区、保護樹木の指定を行ってきました。

近年の市街地の拡大により身近な自然、緑地の減少がみられ、市民にとって貴重な財産である自然環境を保全・育成し、水害や土砂災害などに対する安全性を高めるとともに、レクリエーションの場として活用していくことが重要となっています。

### 基本方針

人と自然が共生できるまちを目指し、豊かな自然環境の保全、育成に努めるとともに、市民の憩いの場、レクリエーションの場として活用します。

## 1 自然緑地の保全と活用

六甲山系や甲山をはじめとする山間部の自然緑地については、国立公園、風致地区、近郊緑地保全区域として引き続き保全に努めます。

市街化調整区域については、緑地の適切な保全と育成に努めるとともに、農地の維持を図ります。

六甲山系をはじめとする山ろく部一帯の自然緑地については、砂防事業とあわせて緑地の保全と育成の推進を国、県に要請します。

市街化区域における緑地および農地については、都市の貴重な緑として周辺の住宅地等と調和するよう風致地区や生産緑地地区等として保全育成します。また、生産緑地地区については追加指定の検討を定期的に行います。

神社、寺院等の樹林については、「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づく景観樹林保護地区として保全を図ります。

一団の緑地でレクリエーション等の活用が可能な場所については、「都市緑地法」に基づく市民緑地制度による保全について検討します。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

01 豊かな緑と水に親しめるまち

02 環境と共生するまち

基本方針

01 緑と水を身近にする

02 環境と共生する

## 2 水辺環境の保全と活用

臨海部では、甲子園浜、御前浜（香櫨園浜）の貴重な自然海浜の保全に努めます。

これらを通じて、夙川上流から海辺を経て武庫川上流へと繋がる親水性の高いウォーターフロントのネットワーク形成に努めます。

親水施設の配置や自然に配慮した工法による河川・水路の整備を進めるほか、市民が親しめる水辺空間の整備を推進します。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

01 豊かな緑と水に親しめるまち

02 環境と共生するまち

基本方針

01 緑と水を身近にする

02 環境と共生する

## 3 生き物の生息空間の確保

貴重な動植物が生息する、自然保護地区、鳥獣保護区、生物保護地区は、生物多様性に配慮した保全体制の充実を図り、持続可能なかたちでの利活用を推進します。

河川、水路、ため池など、生き物にとって貴重な水辺は、生物多様性に配慮した生育環境の保全を図り、水辺の整備にあたっては、生育環境の形成に努めます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

01 豊かな緑と水に親しめるまち

02 環境と共生するまち

基本方針

01 緑と水を身近にする

02 環境と共生する

## 都市緑化の推進

### 現況と課題

公園緑地は、市民の憩いの場、レクリエーションの場であると同時に、都市に美しさとうるおいをもたらす貴重な空間であり、また、災害時には、市街地内における避難地や救援基地、地域の防災拠点としても重要な役割を担っています。一方で、都市計画で位置づけている公園の中には、長期未着手となっているものがあります。

都市公園の開設面積は、平成28年（2016）3月末現在、486か所、447.19haで、市民一人当たり約9.17㎡となっています。

緑化の推進については、公園緑地の整備に加え、道路や学校などの公共施設の緑化に努めるとともに、緑地協定の締結、緑化助成、緑化啓発イベント、地域での住民主体の緑化活動の支援など多様な民有地緑化事業を推進する必要があります。

### 基本方針

公園緑地の適正な配置と整備を図るとともに、防災にも配慮した緑のネットワーク化に努めます。また、市民・事業者、行政が一体となって緑化に取り組み、花と緑のまちづくりを推進します。

## 1 公園緑地の整備

### 公園配置の方針

長期未着手の都市計画公園については、公園に期待される様々な機能（環境・景観・防災・レクリエーションなど）の面からその必要性を精査し、必要性が低下している施設については廃止する方向で検討を行います。

公園が不足している地域においては、公共用地等の既存ストックや生産緑地地区の買取り制度などを活用した公園整備について検討を行います。

### 公園整備の方針

地域住民が身近に利用し、子どもたちの遊び場、高齢者の憩いの場となる街区公園等の整備・改善に努めます。

西宮浜総合公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として整備するとともに、自然海浜と一体となった御前浜公園を整備することで、水辺に親しむことができる魅力的なウォーターフロントの形成を図ります。

西宮中央運動公園をスポーツ・レクリエーションの拠点に位置づけ、スポーツ推進の中核をなす総合運動施設として、また災害時の活動拠点として再整備します。

また、浜甲子園団地の建替えにあわせて、引き続き適切な公園整備を誘導します。

その他既存の公園については、施設の長寿命化を図るなど適正な維持管理に努めます。

### 特色ある公園づくり

生物多様性に配慮するとともに、駅前や住宅地など地域の特性に応じた公園づくりに努めます。

日常清掃や除草など、身近な公園緑地の管理にあたっては、地域住民の参加を促進するほか、指定管理者制度を活用するなど公園緑地全体のより効率的な管理運営を推進します。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

01 豊かな緑と水に親しめるまち

02 環境と共生するまち

基本方針

01 緑と水を身近にする

## 2 緑のネットワークづくり

水と緑の軸である夙川や武庫川などの緑地と公園や街路樹などとの緑のネットワーク化を図り、市民の散策や憩いの場あるいは動物たちの移動空間として、また災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能を高めます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

01 豊かな緑と水に親しめるまち

02 環境と共生するまち

基本方針

01 緑と水を身近にする

## 3 緑化の推進

### 公共公益施設の緑化

道路の緑化については、路線ごとに特色ある樹種を選定し、統一的な美しさのある緑の増量と質の向上に努めます。また、河川については、緑の保全に努めます。

公共建築物については、周辺との環境に配慮しつつ、道路に面する部分を中心に積極的な緑化の推進に努めます。

### 市民主体の緑化

地域での市民主体の緑化活動を支援する“花と緑のまちづくり”を推進します。

緑化助成、緑のリサイクル、緑化啓発イベント、花のコミュニティづくりなど各種事業を引き続き実施します。

北山緑化植物園や花工房など緑化推進施設の連携により、個人の緑化意識の啓発を図るとともに市民緑化ボランティアを養成します。

地域巡回アドバイスなど各種支援を行い、地域での緑化活動の推進と緑化意識の啓発に努めます。

開発や建築行為に対して敷地内や屋上の緑化を指導するとともに、緑地協定の締結を促進します。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

01 豊かな緑と水に親しめるまち

02 環境と共生するまち

04 生き生きとした活力と安心を育むまち

基本方針

01 緑と水を身近にする

02 環境と共生する

## 効率的なエネルギー利用の推進

### 現況と課題

本市では、平成 15 年（2003）に環境学習都市宣言を行い、平成 17 年（2005）に市の環境に関する総合的な計画である「西宮市新環境計画」を策定しました。平成 22 年（2010）には「持続可能な地域づくり ECO プラン—西宮市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）—」を策定し地球温暖化対策に取り組むとともに、平成 26 年（2014）には「西宮市再生可能エネルギー・省エネルギー推進計画」を策定し、家庭や事業所における省エネルギーの取り組みや、太陽光発電に代表される再生可能エネルギーの普及を進めています。

二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加により、地球温暖化は世界的に喫緊の課題となっており、低炭素都市の実現に向けた取り組みが重要です。

また、エネルギー政策に関するまちづくりの可能性として、スマートシティなどエネルギー使用の最適化されたまちのあり方について、調査、研究を進める必要があります。

さらに、再生可能エネルギーの導入および省エネルギーの推進に向けた取り組みを、全市的かつ総合的に推進するための施策、体制を確立していくことが必要です。

### 基本方針

低炭素のまちづくり、省エネルギーへの取り組みと再生可能エネルギーの導入により、持続可能なまちづくりを推進します。

## 1 低炭素のまちづくり

地域の産業・文化・環境等の特性を踏まえたスマートコミュニティの調査と研究を行い、今後の整備に向けた検討を行います。

環境に優しいまちづくりのために公共交通機関の利用環境の向上を促進するとともに、自転車利用者などの安全確保など走行環境の改善を図ります。

道路照明灯や防犯灯に、高効率な照明灯を採用し、省エネルギー化を図ります。

● 関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン

02 環境と共生するまち

基本方針

02 環境と共生する

## 2 省エネルギーへの取り組みと再生可能エネルギーの積極的な導入

公共施設において、太陽光発電設備の整備や省エネルギー設備・機器などの導入を推進するとともに、エネルギー使用状況の「見える化」の促進に努めます。

戸建て住宅や事業所等に対して、省エネルギーや再生可能エネルギーの設備・機器の導入と建物

の省エネルギー改修等を積極的に検討、採用するよう促進します。

災害時等に最低限必要なエネルギーを供給できるよう、自立分散型のエネルギーシステムの普及に努めます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

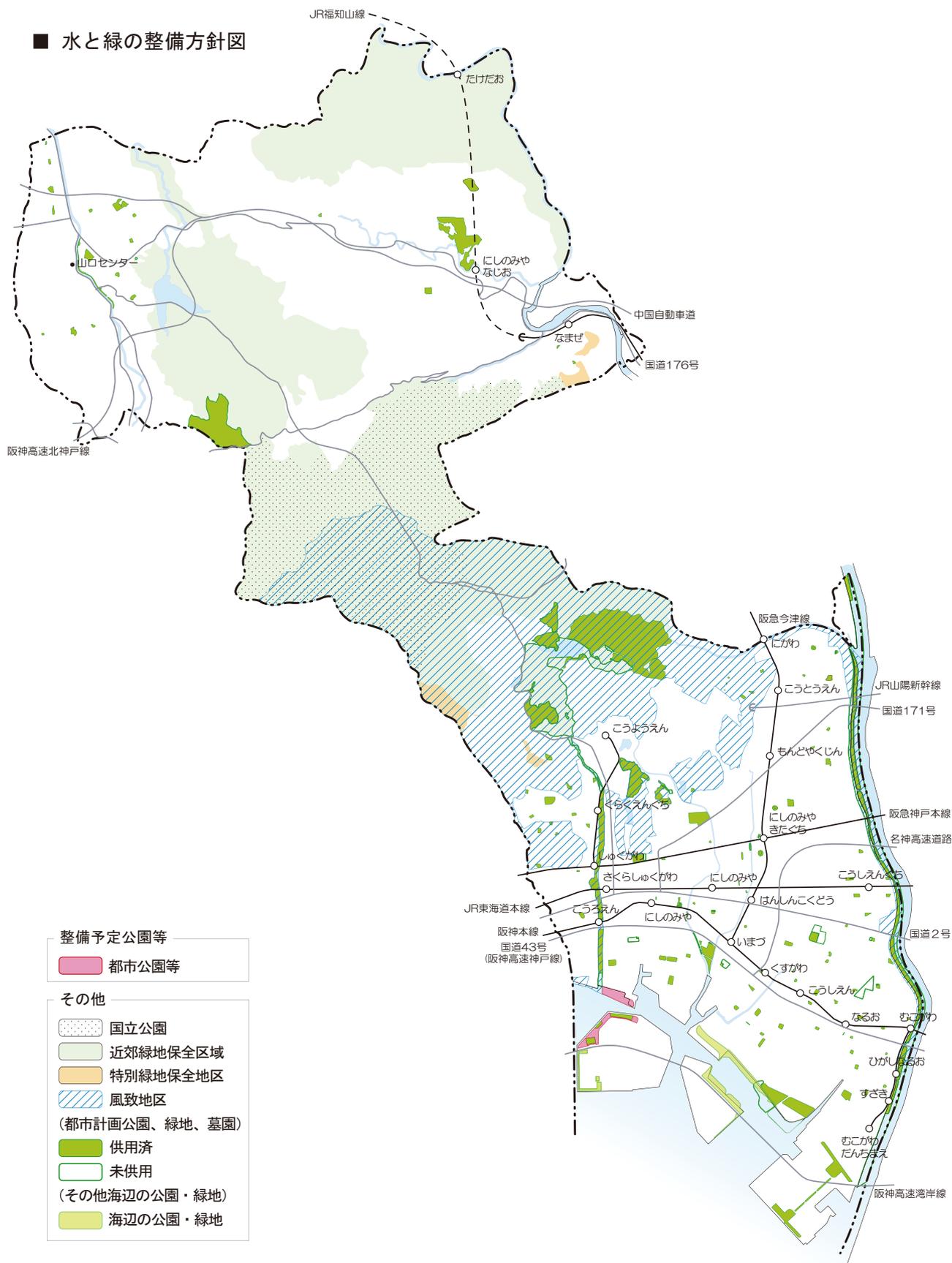
ビジョン

02 環境と共生するまち

基本方針

02 環境と共生する

■ 水と緑の整備方針図



# 06 都市景観の形成の方針

## 現況と課題

本市は、六甲山系から北摂山系への緑豊かな山なみ、大阪湾の海辺や武庫川、夙川などの自然環境とともに、六甲の山ろく部を中心に大正から昭和初期に形成された緑豊かで落ち着いたきのある低層住宅地や、大学などの個性的な近代建築物、街道の要衝としての歴史的背景にも恵まれたまちです。

こうした個性的で美しい都市景観をつくり、まもり、そだてるため、昭和63年（1988）に「西宮市都市景観条例」を制定し、翌年に策定した「西宮市都市景観形成基本計画」に基づき景観行政に取り組んできました。平成16年（2004）に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定された後、平成20年（2008）に本市は、景観行政団体となり、景観法に基づく景観計画を定めています。

これらに基づき、歴史的建築物等の保全、民間建築物等の景観誘導、公共公益施設のデザイン向上、都市景観表彰による啓発などの取り組みを行っています。

近年、住民の価値観は、多様化・高度化し、量よりも質、効率よりもゆとりが求められるようになってきました。今後のまちづくりを進める上でも、都市の印象やイメージ、雰囲気醸し出す景観資源を活かした都市形成を行う必要があります。

## 基本方針

豊かな自然環境や良好な住宅地、歴史的背景などの景観資源と地域の特性を活かしながら、住民・事業者・行政などすべての人々がそれぞれの立場で役割を果たし、協力して取り組むことで、文教住宅都市として美しく魅力ある都市景観の形成を図ります。

## 1 地域の景観拠点づくり

地域を特徴づける歴史的建造物である武庫大橋や地域に親しまれシンボルとなっている建造物などを引き続き、都市景観形成建築物等に指定し保全を図ります。

夙川公園など西宮の都市景観の軸となっている河川や道路、公園を景観重要公共施設に指定し、整備保全を図ることで景観形成の先導的な役割を担うように努めます。

地域の景観形成に寄与する樹木、神社や寺院などの樹林を保全するとともに、地域の景観に影響を与える公共公益施設や大規模建築物などのデザインの向上を図り、地域の景観拠点づくりに努めます。

● 関連する「暮らしとまちのビジョン」と「まちづくりの基本方針」

ビジョン

03 人やまちの品を育む美しいまち

基本方針

03 地域の個性を活かす

04 都市の魅力を高める

## 2 個性ある都市空間の保全と創出

### シンボルの地区的景観形成

文教地区、自然と調和した夙川周辺、北部の既成住宅地、六甲山ろく部の風致地区など、特徴的なまちなみが面的に形成されている地区、また大規模土地利用転換や大規模団地の建替えなどを行う地区については、景観重点地区や地区計画等の指定に努めます。

### 建築等の景観形成

大規模な建築物に対し、景観計画に基づき形態、色彩、植栽などについて適切な指導・助言を行い、特にまちなみを形成する上で重要となる道路・公園との境界領域や周辺のまちなみとの調和に努めます。

面的に景観形成を図ろうとする地域では、景観重点地区や地区計画等を活用して、秩序あるまちなみや道路沿いの緑化などを誘導します。

また、屋外広告物について必要な規制を定め、これを適切に運用することにより、地域の良好な景観や風致を維持形成します。

道路や公園、河川等の公共空間に設置される各種公共サインの配置の適正化と美観向上を目指し、デザインマニュアルや設置要綱を策定するほか、良好な景観を担保するために景観重要公共施設や都市景観形成建築物等の指定にも取組みます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	03人やまちの品を育む美しいまち	基本方針	03地域の個性を活かす	04都市の魅力を高める	06元気やにぎわいを生み出す
------	------------------	------	-------------	-------------	----------------

## 3 魅力ある公共空間の創出

緑豊かな公園緑地の整備とともに、主要な鉄道駅周辺や都市の骨格である幹線道路、歴史街道、河川や海岸線など水辺の修景緑化に努め、魅力ある公共空間を創出します。

建築物や橋梁などの公共建造物が地域の景観形成に積極的な貢献ができるように、緑化の推進やデザインの向上、ゆとりあるスペースの確保に努めます。

都市核のひとつとなる阪神西宮駅・JR西宮駅周辺では、個性のかつ魅力的な都市空間および景観の形成を図ります。

「都市景観向上のための市道等無電柱化計画」に基づき、山手幹線（阪急夙川駅周辺、中津浜線以東）などの主要幹線や特に修景化を図るべき路線で電線類の地中化を進めるとともに、大規模な開発事業の際に事業者と電線類の地中化について協議するなど、都市景観の向上に努めます。

広域的なレクリエーション拠点となる西宮浜総合公園と御前浜公園の整備にあたっては、自然環境や眺望を活かした住民に愛される魅力的な海辺の景観形成に努めます。

文化財や都市景観形成建築物等、地域のシンボルとなっている建造物等の周辺では、歴史性に配

慮した公共空間の形成に努めます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

03人やまちの品を育む美しいまち

基本方針

03地域の個性を活かす

04都市の魅力を高める

06元気にぎわいを生み出す

## 4 住民、事業者との連携

都市の個性ある景観形成には、住民や事業者が自らのまちの景観に関心を向け、主体的に取り組むことが不可欠です。

このため、景観形成に貢献した建築物や活動を表彰する都市景観表彰を引き続き実施するとともに、景観に関する情報提供を行うことで、住民や事業者の都市景観についての関心を高めます。

景観重点地区や地区計画など景観形成に資する取組みや地域の緑化活動などに対して支援を行います。

阪急神戸本線以北の良好な住宅地が形成されている山ろく部では、風致地区に指定されていることから、引き続き、住民とともに緑の保全に努めます。

また、「路上違反広告物追放推進員」と連携し、道路上の違反広告物の追放に取り組むことで、地域住民の関心、意識を高め、都市景観の維持向上を図ります。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

03人やまちの品を育む美しいまち

基本方針

03地域の個性を活かす

04都市の魅力を高める

07地域の子カラを高める

■ 景観特性図



# 07 下水道・河川の整備の方針

## 現況と課題

下水道は、市民生活や産業活動から発生する汚水を処理して公共用水域の水質を保全するとともに、衛生的な生活環境の確保や浸水を防除するなど、市民が健康で快適な生活を営む上で不可欠な都市基盤施設であり、今後も施設整備の促進と適正な維持管理に努める必要があります。

本市の下水道整備は、市街化区域と将来市街化が予想される区域をあわせて 5,587ha を整備区域と定め、これを市が単独で処理場を持つ単独公共下水道の西宮処理区と、県が事業主体となり整備する武庫川流域下水道の上流処理区と下流処理区の 3 処理区に分け、整備区域全域の早期完了を目指し事業を進めています。

下水道整備については、近年多発している局地的な集中豪雨による浸水被害を軽減するため、排水能力の増強とあわせて雨水を一時的に貯留・浸透させる対策が求められています。

また、大阪湾の水質環境基準を達成するため、高度処理の導入や合流式下水道を改善する取り組みを進めるとともに、下水処理水や雨水の再利用を図ることが求められています。

市内には主要な河川として県が管理する二級河川が 17 本あり、そのほかの河川と水路については西宮市指定水路として、適正な維持管理に努めています。

水害対策が緊急の課題となっている武庫川については、治水機能を強化する必要があり、県は平成 23 年（2011）に河川整備計画を策定し、河道掘削や堤防強化、貯留施設の整備などに取組んでいます。

また、河川や水路を改築する場合には、排水能力を増強するとともに、水辺環境を保全し、活用する観点から、親水施設の設置や自然に配慮した整備が求められています。

## 基本方針

下水道については、良好な水環境の創造や安心で安全なまちづくりなど多様なニーズに対応するため、全戸の水洗化促進、浸水対策の推進、合流式下水道の改善、高度処理施設への改築、下水道資源の有効活用などに取組みます。また、河川や水路の改修を進め、排水能力の向上を図るとともに、市民にうるおいを与える水辺空間の創造に努めます。

### 1 下水道の整備

#### 水洗化の促進

全戸の水洗化を図るため、個別訪問等を行い、切り替えの必要性および助成制度等について説明し、下水道への切り替えの促進に努めます。

#### 浸水対策の推進

短時間の局地的な集中豪雨により発生する浸水被害を軽減するため、管渠の増設とあわせて雨水貯留施設や浸透施設など、時間雨量 55mm に対応する流出抑制型の施設整備を進めます。

### 良好な水環境の創造

合流式下水道の改善を進めるとともに、大阪湾の水質環境基準を達成できるよう高度処理施設への改築・増設を進めます。

### 下水道資源の有効利用

下水処理水や貯留した雨水の多目的利用を図るとともに、兵庫県が広域的に実施している汚泥処理事業により、下水汚泥の有効利用を進めます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	04 生き生きとした活力と安心を育むまち	基本方針	02 環境と共生する	05 安全と安心を守る
------	----------------------	------	------------	-------------

## 2 河川・水路の整備

施設の老朽化対策、排水能力の向上を図るため、河川・水路の改修を進めます。

河川や水路を改築する場合には、親水施設の設置や自然環境に配慮した多自然川型づくりの推進に努めます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン	01 豊かな緑と水に親しめるまち	基本方針	01 緑と水を身近にする	05 安全と安心を守る
------	------------------	------	--------------	-------------

# 08 都市防災の方針

## 現況と課題

本市では、平成7年（1995）の阪神・淡路大震災の後復興事業に取組み、災害に強いまちづくりを推進してきました。東日本大震災における津波被害等これまでの震災の教訓を踏まえ、今後とも災害に強い都市基盤施設の整備、公共公益施設や民間建築物の耐震・不燃化を進めるなど、都市防災力を強化することが課題となっています。

また、台風や梅雨前線等の集中豪雨による自然災害は、防潮堤や下水道、砂防施設の整備、河川改修事業の進捗により減少してきていますが、局地的な集中豪雨は増加傾向にあり、引き続き、下水道や河川など雨水排水施設を整備するとともに、雨水を一時的に貯留・浸透させる施設の設備が必要となっています。

特に武庫川流域では、これまでたびたび洪水が発生するなどの大きな被害を受けてきたことから、総合的な治水方策が求められています。

さらに、近年の土砂災害は北部地域においても集中的に発生しており、南部地域の山ろく部を含め、急傾斜地や河川部において土砂災害の危険性が高まっています。

今後は、南海トラフ地震による津波対策など、大規模災害にも対応できるよう、総合的な防災体制の確立とともに、市民と一体となって災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

一方で、災害時には救援や救護、復旧の活動拠点となる防災拠点の機能強化が必要であり、避難所では水道水や下水道機能などの確保が課題となっています。

また、人命救助や救援物資の輸送、復旧・復興活動を支える輸送道路の確保が課題となっています。

## 基本方針

あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、総合的な防災体制の充実を図るとともに、都市基盤施設の整備や、建築物の耐震・不燃化の促進、土砂災害対策、総合治水の推進など、都市防災力の強化を図ります。また、災害時に必要となる防災拠点や避難施設、緊急輸送道路の機能確保を図ります。

### 1 都市防災力の強化

#### 災害に強い市街地の形成

大規模火災時における延焼遮断帯等の機能を強化するため、国道2号沿道については、防火地域等の指定により耐火建築物の立地を促進します。

国道43号についても、沿道の環境対策とあわせ広域防災帯としての機能が高まるよう、国が進めている環境防災緑地等の整備を促進します。

新耐震基準以前の民間建築物については、耐震化への啓発と改善の促進を図るとともに、公共施設については、計画的に耐震化を進めます。

木造住宅が密集する地区では、狭あい道路の拡幅や空き家の適正な維持管理を促進するなど、災害に強い市街地の形成を図ります。

### 交通体系の整備とライフラインの確保

緊急時における救援物資等の輸送については、陸上輸送のほか、国、県および関係機関等と連携し、海上輸送や航空輸送体制の整備を促進します。

ライフラインの収容スペースである道路など都市基盤施設の耐震性の向上に努めます。特に、災害時にも水道水の供給および下水道機能の維持を可能とするため、施設の耐震化など災害に強い水道・下水道システムの構築に努めます。

橋梁の耐震化や長寿命化、無電柱化の推進など、安全な道路空間の確保に努めます。

### 土砂災害対策の推進

危険渓流における土石流の発生や地すべり、山地崩壊を防止するため、砂防・治山事業や地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業等の着実な実施を国、県に要請します。

六甲山系をはじめとする山ろく部一帯の自然緑地については、砂防事業とあわせて緑地の保全と育成の推進を国、県に要請します。

ハザードマップ等により土砂災害の危険性のある区域について周知を図るとともに、法的な規制区域の拡大や、開発許可、宅地造成工事許可等を通じて、災害に強い土地利用を誘導します。

### 総合治水の推進

河川・下水道の整備により雨水を海域へ流下させるだけでなく、流域内において雨水を一時的に貯留・浸透させるとともに、あらかじめ適切に浸水の発生に備えるなどの対策を組み合わせた総合治水について、県、市および市民が協働して推進します。

### 下水道・河川の整備

県に対して、二級河川の治水安全度の向上のため早期の整備を要請するとともに、河川と連携した下水道の整備に努めます。

### 津波対策

南海トラフ地震による津波に対応するため兵庫県が策定した「津波防災インフラ整備計画」に基づき防潮堤の沈下対策など事業の着実な実施を要請します。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

04 生き生きとした活力と安心を育むまち

基本方針

05 安全と安心を守る

## 2 災害時に必要となる機能の確保

### 防災拠点の機能強化

災害時の救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点（県整備）と、地域防災拠点（市整備）については、拠点間の連携を図り、機能強化に努めます。

また、市の防災中枢機能における強化を図るため、高度な耐震性能を備えた危機管理センターを整備し、自然災害や大規模事故など、様々な危機事案に対処できる機能の確保に努めます。

### 避難場所の確保、機能強化

災害時における一時避難や、延焼防止の役割を果たす公園・緑地などオープンスペースの確保に努めます。

また、耐震性貯水槽等の整備により、災害時における応急給水機能を確保するとともに、避難所へのマンホールトイレ等の整備により、災害時におけるトイレ機能の確保に努めます。

### 救助活動・緊急輸送道路の機能強化

災害時の人命救助や救援物資などの輸送、復旧・復興活動を円滑に行うため、緊急輸送道路ネットワークの整備と確保に努めます。

● 関連する“暮らしとまちのビジョン”と“まちづくりの基本方針”

ビジョン

04 生き生きとした活力と安心を育むまち

基本方針

05 安全と安心を守る

第3章 全体構想		第1章 暮らしとまちのビジョン						第2章 まちづくりの基本方針									
		01 親 し め る ま ち	02 豊 か な 緑 と 水 に あ ら わ せ る ま ち	03 環 境 と 共 生 す る ま ち	04 美 し い ま ち の 品 を 育 む	05 人 や ま ち の 品 を 育 む	06 安 心 を 育 む ま ち	07 生 き 生 き と し た 活 力 と を 育 む	08 一 歩 を 踏 み 出 せ る ま ち	09 思 い や り 支 え 合 い を 育 む	10 緑 と 水 を 身 近 に す る	11 環 境 と 共 生 す る	12 地 域 の 個 性 を 活 か す	13 都 市 の 魅 力 を 高 め る	14 安 全 と 安 心 を 守 る	15 元 気 や に ぎ わ い を 育 む	16 地 域 の チ カ ラ を 高 め る
01 都市空間整備	地域別整備の方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	都市核等の設定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02 土地利用	市街地ゾーンと自然緑地ゾーン	●		●	●					●		●	●	●	●		
	主要用途の配置の方針	●		●	●					●		●	●	●	●		
03 市街地・住環境	魅力的な都市核の形成			●									●		●		
	市街地の整備等			●	●							▲	▲	●			
	住宅ストックの形成と維持・活用			●		●					▲		●	▲			
	住宅ストックと住環境の整備			●								●	●				
04 都市交通体系	公共交通の利便性向上		●		●	●				●		●			●		
	バスの利便性向上		●		●	●	●			●		●			●	●	
	交通結節点の強化				●	●							●		●		
	道路ネットワークの形成				●	●							▲	●			
	道路の整備				●							●		▲	●		
	鉄道との立体交差化の促進				●										●		
	道路環境の改善				●						●		▲	●			
駐車対策の推進	適切な駐車場の整備と活用				●									●			
	自転車利用の適正化				●										●		
05 都市環境	自然緑地の保全と活用	●	●							●	●						
	水辺環境の保全と活用	●	●							●	●						
	生き物の生息空間の確保	●	●							●	●						
	公園緑地の整備	●	●							●							
	都市緑化の推進	●	●							●							
	緑のネットワークづくり	●	●							●							
効率的なエネルギー利用の推進	緑化の推進	●	●		●					●	●						
	低炭素のまちづくり		●								●						
06 都市景観	省エネルギーへの取組みと再生可能エネルギーの導入		●								●						
	地域の景観拠点づくり			●								●	▲				
	個性ある都市空間の保全と創出			●								●	●		▲		
	魅力ある公共空間の創出			●								●	●		●		
07 下水道・河川	住民、事業者との連携			●							●	▲					▲
	下水道の整備				●						●				●		
08 都市防災	河川・水路の整備	●								●					●		
	都市防災力の強化				●										●		
08 都市防災	災害時に必要となる機能の確保				●										●		
					●										●		